# 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2020年12月25日

株式会社ティーガイア

株式会社ティーガイア 代表取締役社長 金治 伸隆

当社は、2020年12月10日付で株式会社TFモバイルソリューションズ(以下「TFM」といいます) との間で締結した合併契約書に基づき、2021年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会 社、TFMを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます)を行うこととし ました。本件吸収合併に関し、会社法第794条第1項および同法施行規則第191条で定める事項を記 載した書類を備えおくこととします。

記

- 1. 吸収合併契約の内容(会社法第794条第1項) 2020年12月10日付で当社とTFMが締結した合併契約書は別紙のとおりです。
- 2. 合併対価がないことの相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号) TFMが当社の完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付 は行いません。
- 3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項(会社法施行規則第191条第2号) 該当事項はありません。
- 4. 吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容(会社法施行規則第191条第3号イ) TFMの成立の日における貸借対照表は以下のとおりです。

2020年9月7日現在

科 目	金 額 (円)	科目	金 額(円)
【流動資産】 現金及び預金	10, 000, 000	【株主資本】 【資本金】	10, 000, 000
		純資産の部合計	10, 000, 000
資産の部合計	10, 000, 000	負債・純資産の部合計	10, 000, 000

5. 吸収合併消滅会社において吸収合併消滅会社の成立の日の後に生じた重要な財産の処分、重大な 債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第191条第3 号ハ)

TFMは、2020年9月24日、株式会社富士通パーソナルズ(以下「富士通パーソナルズ」といいます)との間で、富士通パーソナルズを吸収分割会社、TFMを吸収分割承継会社とし、富士通パーソナルズの携帯電話等販売事業に関する権利義務をTFMに承継させることを内容とする吸収分割契約を締結いたしました。

なお、TFMは、2020年11月2日、上記吸収分割契約に基づき、富士通パーソナルズから携帯

電話等販売事業に関する権利義務を承継しております。

6. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担 その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第191条第5号イ)

当社は、2020年8月31日付の取締役会において、富士通株式会社(以下「富士通」といいます)の完全子会社である富士通パーソナルズの携帯電話等販売事業を吸収分割により承継する会社の株式の全てを取得し、当社の子会社とすることを決議し、同日付で富士通との間で当該会社の株式に関する株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、当社は、2020 年 11 月 2 日、上記株式譲渡契約に基づき、富士通パーソナルズの携帯電話 等販売事業を吸収分割により承継したパーソナルズモバイル事業分割準備株式会社(※)の全株式 を取得しております。

- ※ TFMは、2020年11月2日付でパーソナルズモバイル事業分割準備株式会社から株式会社 TFモバイルソリューションズへ商号変更しております。
- 7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会 社法施行規則第191条第6号)

本件吸収合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。 また、本件吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の 履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸収合併の 効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

# 合併契約書

印紙 40,000 円

# 合併契約書

株式会社ティーガイア(以下「甲」という。)及び株式会社TFモバイルソリューションズ(以下「乙」という。)は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (吸収合併)

- 第1条 甲及び乙は、合併して、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする(以下「本合併」 という。)。
  - 2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
    - (1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社ティーガイア

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社TFモバイルソリューションズ

住所 東京都港区港南二丁目15番2号

#### (効力発生日)

第2条 本合併の効力発生日は、2021年2月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲 乙間で協議し合意のうえ、これを変更することができる。

## (合併対価の交付及び割当て)

第3条 本合併に際して、甲は、乙の発行済株式を全て所有しているため、乙の株主に対して株式その他の金 銭等の合併対価を交付せず、また、合併対価の割当ては一切発生しない。

### (増加すべき資本金及び準備金の額)

第4条 本合併により、甲の増加すべき資本金及び資本準備金の額に関する事項は、会社計算規則に従い、甲が定める。

#### (合併承認決議)

- 第5条 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに合併する。ただし、同条第3項に該当した場合は、効力発生日の前日までに株主総会の承認を得るものとする。
  - 2. 乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに合併する。

# (権利義務全部の承継)

第6条 乙は、2021年1月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎として、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加味した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はそれを承継する。

### (従業員の処遇)

第7条 甲は、乙の従業員を本合併の効力発生日をもって、甲の従業員として引き継ぐものとする。乙の従業員の処遇その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ、これを決定する。

#### (合併契約の変更及び解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他必要があるときは、甲乙間で協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### (協議事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のう え、これを定める。

以上のとおり契約したので本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2020年12月10日

甲:東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 株式会社ティーガイア 代表取締役社長 金治 伸隆

乙:東京都港区港南二丁目15番2号 株式会社TFモバイルソリューションズ 代表取締役社長 白瀧 靖宏